

平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標法における認証・証明マークの保護の 在り方に関する調査研究報告書

平成24年2月

一般財団法人 知的財産研究所

(4) 中国

(i) 定義

商標法第3条では、証明商標を以下のとおり定義している。

本法でいう証明商標とは、特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するための標章をいう。

(ii) 主体要件

出願人たる主体要件については、以下のとおり規定している。

- ・法により設立された組織であること¹³⁷。具体的には、中国国内の社会团体、事業団体、行政機関、企業及び外国の協会、政府系機関である¹³⁸。個人は、除外されている¹³⁹。
- ・当該証明商標により証明される特定の商品の品質を監督する能力を備えていること¹⁴⁰。
- ・地理的表示をもって証明商標登録を出願する場合、当該地理的表示の示す地域の人民政府又は業種主管部門の認可を取得していること¹⁴¹。
- ・地理的表示をもって証明商標登録を出願する場合、外国の出願人の場合は、当該地理的表示が既にその名義により本国において法的保護を受けていること¹⁴²。

(iii) 提出書類

出願時の提出書類は、以下のとおり規定されている。

- ・出願人の主体資格証明¹⁴³
- ・出願人の監督・検査能力を証明する資料¹⁴⁴
- ・地域の人民政府等が登録出願権及び監督管理権を付与した文書¹⁴⁵
- ・地理的表示製品の品質・信望に関する資料、商品の特定の品質が地域環境・人的要素により決定されることの説明、地域範囲の区分に関する資料¹⁴⁶

¹³⁷ 商標審査基準第六部四（一）1, 2

¹³⁸ 資料編 II P233

¹³⁹ 商標審査基準第六部分四（一）1

¹⁴⁰ 商標審査基準第六部分四（一）1, 2

¹⁴¹ 団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法（以下、「管理弁法」という。）第6条

¹⁴² 管理弁法第6条

¹⁴³ 管理弁法第5条

¹⁴⁴ 管理弁法第5条

¹⁴⁵ 管理弁法第6条

¹⁴⁶ 管理弁法第7条

- ・ 証明商標の使用管理規則¹⁴⁷

(iv) 使用規則（使用管理規則）の記載項目

証明商標の使用規則（使用管理規則）の記載項目は、以下のとおり規定されている¹⁴⁸。

- ・ 証明商標を使用する目的
- ・ 商品の特定の品質
- ・ 証明商標を使用するための条件
- ・ 証明商標を使用するための手続
- ・ 証明商標を使用する権利・義務
- ・ 使用規則に違反した場合の制裁
- ・ 商標権者の検査監督制度

(v) 審査

審査について、以下のとおり規定されている。

- ・ 出願人の主体資格¹⁴⁹
- ・ 出願人の監督能力¹⁵⁰
- ・ 使用管理規則の審査¹⁵¹
- ・ (外国出願人の場合の) 本国における法的保護¹⁵²

(vi) 使用規則（使用管理規則）の審査

審査基準に従った証明資料を提出すれば、認定されるといえる¹⁵³。

(vii) 使用規則（使用管理規則）の公開

証明商標が予備的査定された公告内容には、使用管理規則の前文又は要約を含めなければならない。証明商標の登録権者は使用管理規則に対するいかなる修正も商標局での審査と認可を得なければならず、かつ、公告日より効力を有する¹⁵⁴。

¹⁴⁷ 管理弁法第 11 条

¹⁴⁸ 管理弁法第 11 条

¹⁴⁹ 商標審査基準第六部分四

¹⁵⁰ 商標審査基準第六部分四

¹⁵¹ 商標審査基準第六部分四

¹⁵² 管理弁法第 6 条

¹⁵³ 22 年度報告書：資料編IV-7 P550

¹⁵⁴ 管理弁法第 13 条

(viii) 関係省庁への照会

農産物の地理的表示については、農業部（地理的表示技術審査機構）の意見を求め、かつ、農業部が書面により意見を提出する¹⁵⁵。

(ix) 権利の効力

権利の効力は、原則、通常の商標権と同じである¹⁵⁶。

また、刑事責任を追及される場合がある¹⁵⁷。

(ix-1) 許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

提起できない¹⁵⁸。

(ix-2) 権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか

「商標使用の排他権を侵害する賠償の額は、被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする」¹⁵⁹と規定されているが、この「被侵害者」に許諾によりマークを使用する者が含まれるかは、明確に規定されていない。

(ix-3) 通常使用権と許諾によりマークを使用する者の権利との差

証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録権者は、1年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない¹⁶⁰。

証明商標を使用する場合は、登録権者は使用者に「証明商標使用証」を発行しなければならない¹⁶¹。

¹⁵⁵ 22年度報告書：資料編IV-7 P550

¹⁵⁶ 商標法第51、52及び53条

¹⁵⁷ 商標法第59条

¹⁵⁸ 特許事務所へ問い合わせたが「実例は見当たりません。なお、これに触れた関連法律規定、論文も見当たりません。」という回答であった。22年度報告書：IV-7 P546。

資料編II P233

¹⁵⁹ 商標法第56条

¹⁶⁰ 管理弁法第15条

¹⁶¹ 管理弁法第19条

(x) 第三者の正当な使用

(地理的表示を含む商標について)

- ・商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である¹⁶²。
- ・他人の団体商標、証明商標として登録されたワイン、スピリッツの地理的表示を使用し、当該地理的表示に表記された地域に由来しないワイン、スピリッツを表記する場合であつて、商品の本当の出所を同時に表記し、又は翻訳文字を使用し、もしくはある「種」、「型」、「式」、「類」などの言葉で表示した場合でも、商標法第 16 条の規定を適用する¹⁶³。

(x i) 商標権者自身の使用

証明商標の登録権者は、自己が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない¹⁶⁴。

(x ii) 商標権者の管理義務違反への制裁

- ・証明商標の登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要件に達せず、消費者に対し損害を与えた場合は、違法所得の三倍以下の過料に処す¹⁶⁵。
- ・実施条例第 6 条（地理的表示の使用条件を満たす者の使用）、管理弁法第 14 条、第 15 条（使用者の登録・公告）、第 17 条、第 18 条（証明商標権者の使用に関する規定）、第 20 条（登録権者自身の使用不可）の規定に違反する場合、工商行政管理部門は期限を定めその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科料に処す¹⁶⁶。

¹⁶² 商標法第 16 条

¹⁶³ 管理弁法第 12 条

¹⁶⁴ 管理弁法第 20 条

¹⁶⁵ 管理弁法第 21 条

¹⁶⁶ 管理弁法第 22 条（なお、管理弁法第 14、17 条は、団体商標に関する規定。）

(参考)

・実施条例第 6 条：商標法第 16 条に規定した地理的表示を、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標又は団体商標として商標登録することができる。

地理的表示が証明商標として登録された場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する団体はそれを承認しなければならない。

・管理弁法第 15 条：証明商標の登録権者は他人がその商標の使用を許可する場合、一年間以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない。

・管理弁法第 18 条：証明商標管理規則に規定された条件を満たし、当該証明商標使用管理規則に規定された手続を履行した者は当該証明商標を使用することができ、登録権者はこの手続を拒絶してはならない。

(x iii) 許諾によりマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

明確な規定はない。ただし、以下の規定から推測して、不使用取消しを免れることができると解される¹⁶⁷。

- ・登録商標を使用する者が登録商標を継続して3年間使用していない場合、取り消される¹⁶⁸。
- ・商標の使用の証拠資料とは、商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾する場合の証拠資料を含む¹⁶⁹。

(x iv) 出願料、更新料について¹⁷⁰

・証明商標の区分

通常の商標と同じであり特別な扱いはない。

・証明商標の出願料

1 出願 1 区分につき 3,000 元 (参考: 通常の商標 1 出願 1 区分につき 1,000 元)
(また、日本と異なり 1 商標 1 出願 1 区分制である)

・更新料

1 出願 1 区分につき 2,000 元 (証明商標と通常の商標との間に料金差はない)

(5) 韓国

(i) 定義

商標法第 2 条では、証明標章と地理的表示証明標章を以下のとおり定義している¹⁷¹。

「証明標章」とは、商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業にする者の商品、又はサービス業を営む者のサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満

実施条例第 6 条第 2 項にいう「当該地理的表示を正当に使用」とは、当該地理的表示の地名を正当に使用することである。

・管理弁法第 20 条：証明商標の登録権者は、自分が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。

¹⁶⁷ 資料編 II P235

¹⁶⁸ 商標法第 44 条

¹⁶⁹ 実施条例第 39 条

¹⁷⁰ 資料編 II P236

¹⁷¹ 以下条文は 2011 年 12 月 2 日公布された改正商標法の JETRO 仮訳に基づく。正確を期すためには原文を参照のこと。

(6) 諸外国の制度一覧表

項	項目	米 国	英 国	豪 州	中 国	韓 国
1	定義	「証明標章」という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であつて、次の条件に該当するものを意味する。 (1) その所有者以外の者によって使用されているか、又は (2) それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる商業的意図を有しており、かつ、この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであること。 その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴を、又はその商品若しくはサービスについて作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあり得るもの	証明標章とは、当該標章が使用されている商品又はサービスについて、その原産地、原材料、製造方法若しくは提供方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章をいう。	「証明商標」とは、次の商品又はサービス、すなわち、 (a) 業として取引又は提供され、かつ (b) ある者（「証明商標の所有者」）又はその者（「証明商標の権利者」）が、(商品の場合) 又は（サービスの場合）製造方法若しくは提供方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章をいう。	証明商標とは、特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するための標章をいう。	「証明標章」とは、商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品、又はサービス業を営む者のサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するために使用する者の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、地理的表示証明標章とは、商品の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産、製造又は加工を業とする者の商品が規定された地理的特性を満たすことを証明するために使用する地理的表示がある証明標章をいう。
2	主体要件	・証明に責任を有する証明標章の所有者であること ・通常は政府機関又は政府の許可を受けて設置されている機関 ・組合も主体となり得る	法人格 (legal personality) を有すること以外制約なし。通常は特定分野の標準を監視・維持する機関。	・証明商標の権利者であること ・個人、中小企業、政府機関、公益団体も可能 ・法人格必要	・法により設立された組織であること ・特定の商品の品質を監督する能力を備えていること	商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者
3	提出書類	・商標の証明する特性等の説明 ・使用規則の写し ・適法な管理者であることの主張 ・証明標章が出願人の認証の下で、最初に使用した日の特定 ・出願人自身は証明標章を使用していない旨の説明	証明商標の使用を管理する規約。 ・商標の使用を許可された者 ・標準により証明されるべき特徴 ・認証機関が当該特徴を試験する方法及び標準の使用を管理する方法 ・手数料 ・紛争を解決するための手続	証明商標の使用を規制する規約の写し。	・出願人の主体資格証明 ・出願人の監督・検査能力を証明する資料 ・地域の人民政府等が登録出願権及び監督管理権を付与した文書 ・証明商標の使用管理規則	・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類(定款、規約) ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類
4	使用規則の記載項目	使用規則の記載項目について、法令、TMEP (1306.06) では明確に規定していない。	・標準の使用を許可された者 ・標準により証明されるべき特徴 ・認証機関が当該特徴を試験する方法及び標準の使用を管理する方法 ・手数料 ・紛争を解決するための手続	・商品・サービスが満たさなければならない要件 ・商品・サービスが証明要件を満たしているかを決定するための手続 ・商品・サービスが証明要件を満たしているか否かを評価する承認証明者になるための特性証明商標の使用に関する要件 ・紛争解決手続 ・ACCCが要求するその他の事項	・証明商標を使用する目的 ・商品の特定の品質 ・証明商標を使用するための条件 ・証明商標を使用するための手続き ・証明商標を使用する権利、義務 ・使用規則に違反した場合の制裁 ・商標権者の検査監督制度	・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類(定款、規約) ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類
5	審査	・原則的に通常の商標の登録要件と同じであるが、更に地理的表示からなる標準を証明標章として登録する場合には、記述的標準であることを理由とした拒絶の対象とならず、セカンダリー・ミーニングを有していることは要求されない。 ・提出書類の形式審査を行う。	・使用管理規約が所定の条件を満たしていること ・公序良俗に違反していないこと ・出願人が、標準が登録されるべき商品又はサービスであることを証明することができること ・所有者が標準を執行していないこと ・標準の特徴又は意味について公衆が誤認するおそれがないこと、特に、証明標章以外のものと誤認するおそれがないこと	① 登録官は、所定の書類をACCCに送付する。 ② 委員会 (ACCC) が、承認証明者としての適格性と使用規則を審査する。 ③ 登録官は、証明に関する「識別力」を審査する。	・出願人の主体資格 ・出願人の監督能力 ・使用管理規則の審査 ・(外国出願人の場合の) 本国における法的保護	・地理的表示証明標章等の定義との合致 ・証明標章の使用に関する事項の記載要件を満たしていること ・出願人の主体要件 (管理能力、自ら使用しないこと) を満たしていること ・証明標章を使用できる者に対して正当な理由なく定款や規約で使用を許していないことではないか

項	項目	米国	英国	臺灣	中国	韓国
6	使用規則の審査	審査官は、提出された使用規則の適否については審査しない。	使用規則について、形式要件の具備、公序良俗に関して審査を行う。	ACCCが使用規則を審査する。	審査基準に合った証明資料を提出すれば、認定されるといえる。	・定款若しくは規約に証明標章の使用に関する事項を記載しているか。 ・商品を生産等すること業者として権利者に対し、正当な事由がないにもかかわらず定款若しくは規約により使用を拒否していないか。 ・定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していないか。
7	使用規則の公開	使用規則の写しは、公報に要旨が掲載される。出願ファイル及びこれに含まれる書類はすべて、USPTOのウェブサイトで公衆の閲覧に供される。	使用規則は公告される。	証明標章の使用を規制する規約は、公表される。	証明商標の公告内容には、使用管理規則の前文又は要約が含まれる。	定款または規約の要約書
8	関係省庁への照会	審査官が証明標章出願の審査にあたって関係省庁の意見を求めることはない。	審査官が証明標章の出願手続において、標章に係る商品・サービスを実施し又はこれに関連する者に対して、専門的知見を求めることはない。	登録官は、規則に従って、出願に関連する所定の書類を委員会 (ACCC) に送付する。委員会 (ACCC) は、第174条に基づいて、受領した出願及び書類を、規則に従って検討する。	農産物の地理的表示については、農業部 (地理的表示技術審査機構) の意見を求め、かつ、農業部が書面により意見を提出する。	特許庁長は、関係行政機関、商品またはサービス業に関する知識と経験が豊かな者の意見を聞くことができ、必要な場合には、資料提出等の協力を要請することができる。
9	権利の効力 ※下記の項 10.11.12も参照)	通常の商標権と同じ。 証明標章に係る損害賠償については、商標権侵害に係る損害賠償以外の特別な法規定は定められていない。	通常の商標と同じ。	原則、通常の商標権と同じ。	原則、通常の商標権と同じ。 刑事責任を追究される場合がある。	通常の商標権と同じ。 地理的表示証明標章については、51条2項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される。(商標法第2条第4項により、地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定する場合を除き、地理的表示団体標章に関する規定が適用される。)
10	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか	明確な規定はない。 証明を受ける当事者は秘密に証明標章の所有者又は登録者ではないため、ランダム法第32条におけるの下で、訴訟手続きができる旨の規定が明記しているのに対し、商標法第2(証明標章)には、そのような規定がないため、1提起できない可能性がある。	商標法第1(団体標章)において、一定の条件の下で、訴訟手続きができる旨の規定がある。一方、172条によれば、証明商標の使用者 (approved user) が該商標を使用する権利を有する事を規定するが、26条に規定している。訴訟提起できるか明確に規定していない。	明確な規定はない。 26条によれば一定の条件の下、使用者 (authorized user) は侵害訴訟を提起できる。一方、172条によれば、証明商標の使用者 (approved user) が該商標を使用する権利を有する事を規定するが、26条に規定している。訴訟提起できるか明確に規定していない。	提起できない 明確な規定なし。	明確な規定なし。
11	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が罰金されるか	罰金されない。 証明標章の所有者は商品に標章を使用することはできないため、逸失利益の損害賠償を請求するために商品に立証することは不可能である。	罰金されない。	明確な規定なし。	商標使用の排他権を侵害する賠償額は、被害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする。(この「被害者」に許諾によりマークを使用する者が含まれるかは、明確に規定されていない。)	明確な規定なし。
12	通常使用権と許諾によるマークを使用する者の権利との差	以下の規定以外に明確に規定されていない。 証明標章が登録されたときは、商標に關してこの章に定められる保護を受ける権原を有する。	許諾によるマークを使用する者が当該証明商標を使用する権利を有することのみ規定 (第172条)。一方、通常使用権に關しては、第26条に規定。	・証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録者は、1年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告する。 ・証明商標を使用する場合、登録者は、登録者により「証明商標使用証」を発行する。	・証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録者は、1年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告する。 ・証明商標を使用する場合、登録者は、登録者により「証明商標使用証」を発行する。	明確な規定なし。

項	項目	米国	英国	臺灣	中国	韓国	
13	第三者の正当な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ descriptive fair use doctrines(商標としてではない、記述的な表示としての使用) ・ この原則によれば、商品、サービス又は地理的産地を表示する目的で、記述的名称、地域の記述的名称又は個人名称を商標以外で利用することは常に認められる。 	<p>所有者は、工業上又は商業上の公正な慣行に従った(特に地理的名称を使用する権限を有する者による)標識又は表示の使用を禁止する権限を有さない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何人も善意で、商品、サービスの原産地又はその他の特徴を表示する標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない。 ・ 何人も善意で、自己の名称又は自己の営業所の名称に標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の地理的表示を含む商標が、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。 ・ 他人の証明商標として登録されたワイン等の地理的表示を使用し、当該地理的表示に裏記された地域に由来しないワイン等を表記する場合であつて、商品の本当の出所を同時に表記した場合でも、商標法第16条の規定を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的表示証明商標は、商標権の効力が及ばない範囲が適用される。 	
14	商標権者自身の使用	<p>証明商標は、所有者が証明に係る商品又はサービスとの係合を含む営業を行っている場合は、登録されない。</p>	<p>証明商標は、(通常商標の取消事由に加え、)以下の理由に基づき、取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標権者が営業を開始した場合。 ・ 商標権者による標章の使用の態様が、標章の特徴又は意味について公衆を誤認させるおそれがあるものになった場合。 ・ 商標権者が使用管理規約を遵守しなくなった、又は遵守を確保することができなくなった場合。 ・ 修正規約が所定の又は公の秩序又は否認された道徳原理に反するものとなった場合。 ・ 商標権者が証明資格を失った場合。 	<p>登録所有者は、証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標を使用することができる。</p>	<p>登録所有者は、自己が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の営業に関する商品・役務に使用しようとする場合には、証明商標の登録を受けることができない。 ・ 証明商標権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の営業に関する商品・役務に使用しようとする場合には、証明商標の登録を受けることができない。 ・ 証明商標権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる。
15	商標権者の管理義務違反への罰則	<p>登録証明商標が、以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利者が当該商標の管理をしていない又は管理できない場合 ・ 権利者が自ら当該商品・サービスの生産・販売に従事している場合 ・ 商標権者が証明以外の目的で使用を許可した場合 	<p>証明商標は、(通常商標の取消事由に加え、)以下の理由に基づき、取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標権者が営業を開始した場合。 ・ 商標権者による標章の使用の態様が、標章の特徴又は意味について公衆を誤認させるおそれがあるものになった場合。 ・ 商標権者が使用管理規約を遵守しなくなった、又は遵守を確保することができなくなった場合。 ・ 修正規約が所定の又は公の秩序又は否認された道徳原理に反するものとなった場合。 ・ 商標権者が証明資格を失った場合。 	<p>所定の裁判所は、証明商標に関する第8部第2節(裁判所による処置)に基づき、補償に追加し、被害者から申請があつたときは、次の理由に基づき、証明商標の登録を取り消すこと又は証明商標に罰則を課すこと又は証明商標を不正に使用していることを証明し、罰則を課すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標権者又は承認証明者が証明権限を失っている場合 ・ 使用規則が公衆に有害な場合 ・ 商標権者又は承認証明者が使用規則に従わない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要件に達せず、消費者に対し損害を与えた場合は、違法所得の3倍以下の過料に処す。 ・ 美施条例第6条、管理弁法第14条、第15条、第17条、第18条、第20条の規定に違反する場合、工商行政管理部门は期限を定めその是正を命ずることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科料に処す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明商標権者が規約等に違反して他人に使用させた場合 ・ 証明商標権者が証明商標を自分の商品等に使用させた場合 ・ 使用者が規約等に違反した使用で、需要者に商品の品質等の誤認を生じさせた場合 ・ 第三者の使用により需要者に商品品質等の誤認を生じさせたにもかかわらず、証明商標権者が故意に相応な措置を取らない場合 ・ 証明商標権者が正当な事由なしに使用を承諾しない場合 ・ 規約等に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾しない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明商標権者が規約等に違反して他人に使用させた場合 ・ 証明商標権者が証明商標を自分の商品等に使用させた場合 ・ 使用者が規約等に違反した使用で、需要者に商品の品質等の誤認を生じさせた場合 ・ 第三者の使用により需要者に商品品質等の誤認を生じさせたにもかかわらず、証明商標権者が故意に相応な措置を取らない場合 ・ 証明商標権者が正当な事由なしに使用を承諾しない場合 ・ 規約等に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾しない場合。
16	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか	<p>明確な規定はなし。</p> <p>許諾により証明商標を使用する者が使用することから、免れることができる。</p>	<p>免れる。</p>	<p>明確な規定はなし。ただし、以下の規定から推測して免れることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録商標を使用する者が登録商標を継続して3年間使用していない場合、取り消される。 ・ 商標の使用の証拠資料とは、商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾する場合の証拠資料を含む。 	<p>明確な規定はなし。証明商標を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができる。</p>	<p>明確な規定はなし。証明商標を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができる。</p>	

項目	米国	英国	豪州	中国	韓国
17 商標登録の例 ULマーク(商品 認証)	登録番号0782589(証明商標)区分A	登録番号1177428(証明商標) Class 01, 02, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 19, 21	登録番号235819(証明商標) Class: 7, 9, 10, 11, 17, 19, 20	1219957(証明)2類、1219956(証明)7類、 7276039(証明)9類、1219954(証明)7類、 1219958(証明)8類、1219955(証明)9類、 7276038(証明)9類、1219959(証明)10類、 1219953(通常)11類、1219962(証明)14類、 1219951(証明)16類、7427682(証明)17類、 1219960(証明)19類、1219961(証明)20類、 1219952(証明)28類、3151097(通常)35類、	
18 UL REGISTERD FIRMマーク(マネ ジメントシステム 認証)	登録番号3898432(証明商標)区分B	登録番号2559099(通常商標)(証明商標として の出願はWithdrawn)Class 42	登録番号1343044(証明商標)Class: 42	登録番号7282047(証明商標)42類	
19 ウールマーク	登録番号0790140(証明商標)区分A	919701(証明)03類、919700(証明)07類、 565377(通常)09類、859955(証明)18類、 1256704(通常)20類、859956(証明)22類、 859957(証明)23類、859958(証明)24類、 859959(証明)25類、859960(証明)27類、	185841(証明)1類、631142(証明)3類、 631143(証明)7類、185840(証明)10類、 328924(証明)12類、185839(証明)18類、 185838(証明)22類、185837(証明)23類、 185836(証明)24類、185835(証明)25類、 185842(証明)27類、471915(証明)28類、	681974(通常)3類、681951(通常)7類、 4977176(通常)18類、4834174(通常)20類、 181306(通常)23類、181307(通常)24類、 4834180(通常)24類、181308(通常)25類、 181311(通常)27類、	
20 PARMAマーク	登録番号2014627(証明商標) 区分A	登録番号E116201(団体商標)29類 登録番号E2249514(通常商標)35類、42類	登録番号458141(通常商標)29類、 登録番号815585(証明商標)29類、 登録番号1386005(団体商標)29類	3267115(団体商標)29類 G733212(通常商標)29類	
21 出願料、更新料 (法定手数料の み) ★は証明商標特 有	・証明商標の区分は、商品は区分A、サービスは 区分Bと、2つに整理されている。★ ・出願料 紙面による出願：1区分につき\$375 オンラインによる出願：1区分につき\$325 ・更新料 1区分につき\$400	・出願料 Online filing: 最初の1区分170ユーロ Paper filing: 最初の1区分200ユーロ 1区分追加する毎に、50ユーロ追加 使用規則の提出 200ユーロ ★ ・更新料 1区分200ユーロ 1区分追加する毎に、50ユーロ追加	・出願料 Filing online using the Goods and Services pick-list \$120 per class Filing online not using the Goods and Services pick-list \$160 per class Filing a paper application \$180 per class ・登録料 \$250 per class ・更新料 \$300 per class	・証明商標の出願料 1出願1区分につき 3000元★ ・更新料 1出願1区分につき2000元	・出願料 1区分につき 56000ウォン ・登録料 1区分につき211000ウォン ・更新登録料 1区分につき310000ウォン

禁 無 断 転 載

平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標法による認証・証明マークの保護の
在り方に関する調査研究報告書

平成 24 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp